

平成 30 年 12 月 10 日  
＜淀川河川・京都府・京都市＞

## ■第 8 回検討委員会の結果を踏まえた嵐山地区の治水対策について

### ○これまでの検討経緯

河川管理者は、河川整備計画に基づき、平成 24 年度に発足した桂川嵐山地区河川整備検討委員会（以下、委員会という）から治水・環境・景観・観光等に関する助言等を頂きながら、観光産業への影響を含め、嵐山地区の景観や利用に配慮した河川整備の計画について京都府・京都市と共に「行政三者」として検討を行ってきた。

嵐山地区は文化財保護法上の「史跡及び名勝」に指定されており、その構成要素である船遊びの趣きや渡月橋並びに一の井堰の景観を極力改変しないよう配慮する必要があり、また、景観法における景観重要公共施設や京都市の風致地区条例の位置付けもあることから、街側の対策も含め、幅広く議論を行ってきた。

また、委員会だけではなく、地元住民・代表者からなる「地元連絡・検討会」を設置して情報共有を図り、意見を頂き、より良い嵐山地区の整備に向けた検討を進めてきた。

嵐山地区では、平成 25 年台風 18 号を契機として、堆積土砂の除去や 6 号井堰の撤去等、景観に配慮した河川整備を進めてきており、近年の洪水では一定の効果を発揮した。

しかしながら、近年の激化する降雨から、浸水被害が頻発しており、洪水の都度、風評被害も生じている。

これまでの委員会における議論と助言により、この後の進め方についての方向性として、行政三者は、嵐山地区における河川整備について、下記のとおりとりまとめる。

### ○今後の進め方

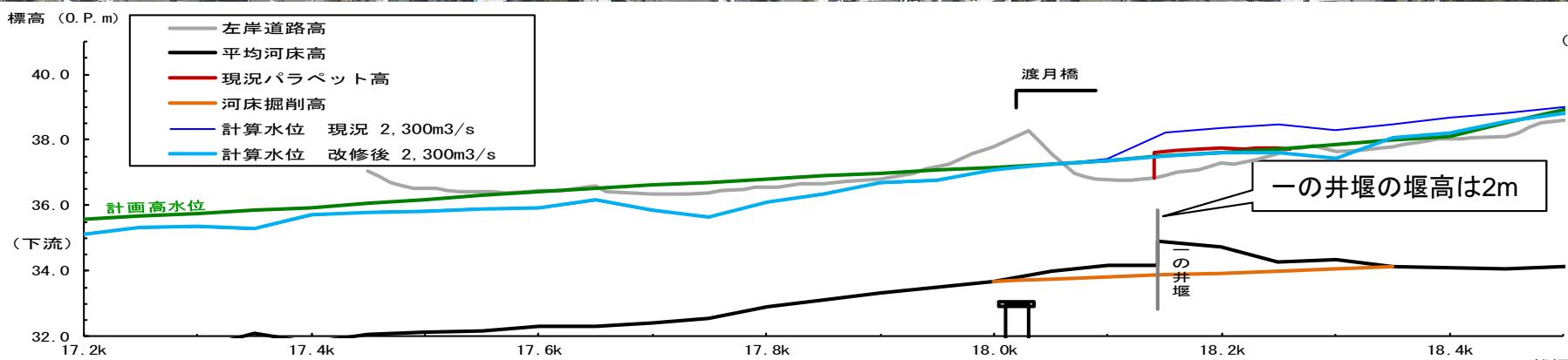
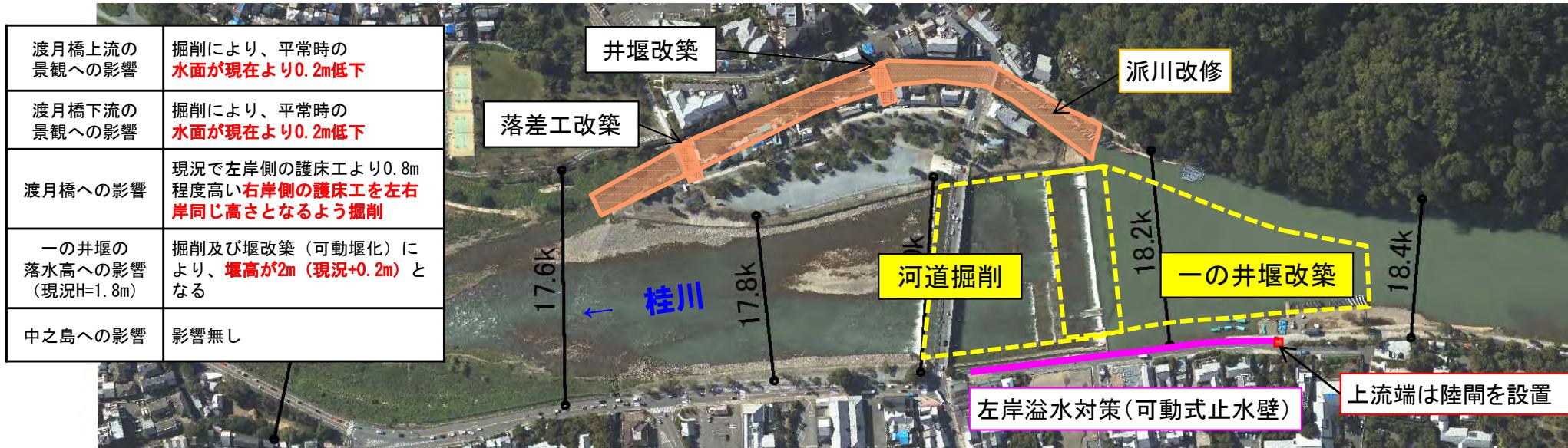
平成 16 年台風 23 号洪水対応として、「史跡及び名勝」嵐山において、様々な治水対策を比較検討した。

その結果、「史跡及び名勝」への影響を極力抑制し、浸水被害を速やかに軽減する「可動式止水壁による左岸溢水対策」「一の井堰改築」「堰改築を含む派川改修」の 3 つの治水対策について、設計、検討を進める。

なお、各対策については、景観への配慮等、嵐山地区の「史跡及び名勝」としての価値を高めるよう検討するとともに、左岸溢水対策については、構造上の信頼性や出水時の操作体制等の確実性を確認し、引き続き委員会の助言、地元連絡検討会の意見を聴きながら、関係機関との協議・各種手続きを進める。

# 平成16年洪水を計画高水位以下で流下させる対策

- 平成16年洪水をH.W.L.以下で流下させる対策としては、可動式止水壁による左岸溢水対策(H.W.L.まで固定部)を前提に、渡月橋基礎補強の不要な範囲の河道掘削、一の井堰改築を実施。
- 本川の河道掘削に伴い、派川についても本川と同程度の河床高とするための改修(堰改築含む)を実施。



【横断図(渡月橋地点)】